

一宮町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、一宮町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長 まちづくり推進課長 税務住民課長 福祉健康課長 保育所長 事業課長 会計課長 教育課長 公民館長 議会事務局長 農業委員会事務局長